

南風原町住宅リフォーム支援事業補助金申込書

年 月 日

南風原町長 殿

申込者住所
フリガナ
氏名
電話番号
携帯電話番号

印

住宅リフォーム支援事業補助金要綱に基づく補助金申請を受けたいので申し込みます。
なお、下記に掲げる要件を満たしていることを確約します。

記

- ①南風原町に住民登録をしていること
- ②修繕リフォームを行う住宅の所有者であり、かつ、当該住宅に現に居住していること。
- ③町税等（町民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、後期高齢者医療保険料、介護保険料、給食費及び保育料）を滞納していないこと。
- ④対象工事が、「バリアフリー改修工事」「省エネ改修工事」「住宅の耐久性を向上させる改修工事」「テレワーク推進改修工事」である。

※「バリアフリー改修工事」とは、通路側の拡幅、階段の勾配の緩和、浴室改良、便所改良、手すりの取付、段差の解消、出入り口戸の改良、滑りにくい床材料への取替
※「省エネ改修工事」とは、窓の断熱工事、床の断熱工事、屋根及び天井の断熱工事、壁の断熱工事
※「住宅の耐久性を向上させる改修工事」とは、柱、はり等主要構造部のはく離したコンクリートの除去及び改修、ひさし、天井裏等落下した場合の危険性が高い部位のはく離したコンクリートの除去及び補修）
※「テレワーク推進改修工事」とは、室内にテレワークを行う為のデスク設置、壁や扉で仕切られるテレワークスペースを新たに設置する工事等

- ⑤町内業者が行う修繕・リフォームであること。
- ⑥建築基準法その他関係法令に違反していないこと。
- ⑦リフォームに要する費用の額が20万円以上であること。
- ⑧平成24年～令和7年度までに同様のリフォーム支援事業の交付を受けていないこと。
- ⑨補助対象工事は令和8年2月16日(月)までに完了（支払いまで終了）し、町へ実績報告ができるもの。

リフォーム工事の概算額（税込）： 万円（必ず記入してください。）

（介護保険法並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援する法律の助成の対象工事費を除いた額としてください。）

リフォーム工事の内容： （必ず記入してください。）

【確認事項】

- ※先着順の受付となります。
※予算に限りがありますので予算が無くなり次第受付終了となります。

【まちづくり振興課】（こちらは記入しないでください。）

※申込番号	※受付年月日	※受付者	備考